

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 教育学 ）	氏名	鈺 悠 介
学位授与の要件	学位規則第4条第1・2項該当		
論 文 題 目			
<p>歴史的意義に関する子どもの思考についての事例研究 －批判的社会文化的アプローチ－</p>			
論文審査担当者			
主 査	教授	草 原 和 博	
審査委員	教授	木 村 博 一	
審査委員	教授	棚 橋 健 治	
審査委員	准教授	川 口 広 美	
審査委員	准教授	永 田 忠 道	
〔論文審査の要旨〕			
<p>本研究は、子どもの思考に基づく歴史の選択と意味付けを可能とする民主主義的な歴史教育のために、子どもの歴史的意義の判断基準を社会文化的な文脈に即して明らかにすることを目的とする。</p> <p>本論文は、大きく3つの部で構成されている。</p> <p>第1部は理論編である。第1章から第2章で構成される。</p> <p>第1章は、日本の社会科・歴史教育の研究史のレビューを踏まえ、歴史的意義の位置付けを検討した。分析の結果、歴史的意義は、①歴史事象の意味理解の最終段階に位置づく歴史の流れと私たちの生き方を方向付ける（閉ざされた）歴史的意義から、②歴史事象の諸関連の分析から導かれる最高次の歴史的思考の結果としての歴史的意義へ、そして③個々人で異なる歴史事象の解釈・評価としての（開かれた）歴史的意義へと、その意味を徐々に拡張してきていることを明らかにした。</p> <p>第2章は、海外の社会科・歴史教育の研究史のレビューを踏まえ、歴史的意義の位置付けを記述した。分析の結果、歴史的意義の研究には、①歴史的思考の発達モデルの提供と、②歴史的思考の文脈性の探究、それぞれの系譜があることが示された。とくに後者について、歴史的意義の語りは、語り手自身の人種・民族性やアイデンティティに左右されるという個人文脈優位説と、その個人が埋め込まれた空間的社会的な状況・規範によって形づくられるという社会文脈優位説で、見解が対立している状況を明らかにした。</p> <p>第2部は実証調査編である。第3章から第5章で構成される。</p> <p>第3章は、子どもの歴史的意義を捉える理論的枠組みを提示した。具体的には、第2章で述べるところの歴史的思考の文脈性の視点から、ある子ども集団に共有された「ナラティブ・テンプレート」に焦点化すること、批判的社会文化的アプローチによると複雑な権力関係の中に組み込まれた「ナラティブ・テンプレート」はマイノリティの経験を抑圧したり、国家の暴力を等閑視させたりする作用を持つこと、また子どもの歴史的意義の理解は同テンプレートへの対応として捉えられることを論じた。</p>			

第4章は、日本国内の中学校における歴史的意義に関する子どもの思考を明らかにした。40枚の歴史事象を描いたカードから大事なことを選び、その理由を説明させる調査法を追試した結果、日本の子どもは、「現代的生活に寄与するもの」「ソトとの関係性」「ウチなる自立性」を視点を歴史的意義を理由づける傾向性が確認された。また、それは「日本人固有の思考や行動はその辺境性によって説明できる」とする内田樹の辺境論に近似しており、意義付けの規準は学校カリキュラムの産物である以上に、より広範な社会文化的な影響の現れとして捉えられる可能性について述べた。

第5章は、海外日本人学校における歴史的意義に関する子どもの思考を明らかにした。国内と同様の調査を実施した結果、「現代的生活に寄与するもの」「外国と友好的関係を結ぶ日本」「日本という存在への実感」を視点を歴史的意義を理由づける傾向性が確認された。すなわち、「島国人」として生きる語りが、(島国という)空間を越えて共通の語りとして発露することが確認された。歴史に対する「自己認識のスタンス」が、環境が変わっても一貫して表現されるほどに強力に作用している可能性を述べた。

第3部は開発実践編である。第6章が該当する。

第6章では、日本国内の大学生を対象に、第2部の成果を活かした歴史単元(教養科目)を開発し、指導した。「歴史的意義についての自己や他者のナラティブに隠された前提や不在を認識する」ことを目的に、15回の講義を展開した。同講義では、アメリカや韓国、北アイルランド等の社会・文化とそこの人々の歴史の語り方を比較検討させるとともに、自分たち自身の歴史の語り方にも目を向けさせるように指導した。その結果、学生はナラティブ・テンプレートの存在とその「多様性」を理解できたものの、多様性を生み出しているナラティブ・テンプレートの「文脈性」とその影響まで考察が及ぶ学生は、半数に満たなかった。思考の文脈性を認知させる指導法を究明すべきことが確認された。

本論文は、以下の3点で高く評価できる。

- (1) 歴史の「思考」および「歴史的意義」に関する国内外の研究史を紐解くとともに、その系譜を理論的に整理できたこと。とくに歴史教育研究においてアンタッチャブルな概念と扱われてきた「歴史的意義」を、市民性教育を語るうえで重要な概念として解放し、復権させたこと。
- (2) 「歴史的意義」を語る「ナラティブ・テンプレート」は、文化的・政治的越境(移住)を経験した子どもにおいても継承されていること、言い換えると、越境先のテンプレートに影響されにくく、越境元のナショナルな文脈性は強固で持続的であることを実証的に究明したこと。
- (3) 民主的な国家・社会の形成者を育てる社会科では、市民に外在する歴史そのものを科学的に分析させる歴史カリキュラムに代わって、私たち市民が無意識に内在化して(させられて)いる多様なナラティブ・テンプレートに対峙させ、それを批判的に再構築させる歴史カリキュラムを追究すべきことを提起したこと。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士(教育学)の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

令和3年 2月 12日